

運輸安全マネジメントに関する取組み (令和6年度)

千曲バス株式会社では、運輸安全マネジメント導入に伴い、全社員が一丸となり安全の確保に取り組んでまいります。

安全方針

「私たち千曲バス社員は公共交通機関として運送の安全を
図ることが社会に尽くす重大な使命であることを自覚し、
事故防止に努めています」

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。
- (2) 弊社は輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (3) 防災の基本方針
「人命を最優先し、安全確認後に早期に輸送の継続を図る」

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- (6) 健康に起因する事故を防止する為、定期健康診断だけでなく SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査・脳ドック・ストレスチェック等を実施し、健康状態の把握と健康管理に努めること。
- (7) 従業員一人ひとりが「基本に忠実」・「一呼吸おいて」を心掛け日々の業務にあたり、安全・安心な運行で事故・苦情を削減すること。

3. 輸送の安全に関する目標・計画及び当該目標の達成状況

(1) 令和 5 年度の目標達成状況

令和 4 年度事故総件数（29 件）及び有責事故件数（25 件）に対し、それぞれ 10%削減を目標に事故防止に取り組み、事故総件数（36 件）及び有責事故（30 件）と目標を達成することが出来ませんでした。

人身事故については目標 0 件に対し、発生 0 件と目標を達成することが出来ました。

(2) 令和 6 年度 安全目標

① 事故総件数

目標 前年度比 10%削減 33 件以下（令和 5 年度件数 36 件）

② 人身事故

目標 0 件（令和 5 年度件数 0 件）

③ 有責事故発生件数

目標 前年度比 10%削減 27 件以下（令和 5 年度件数 30 件）

(3) 年間計画

- ① 事故防止対策委員会でのヒヤリ・ハットの分析、情報共有強化
- ② 観光バスガイドのバック誘導等の技術研修の実施
- ③ バスジャック発生時等に関する訓練（防犯訓練）の実施
- ④ 雪道走行及びチェーン着脱研修の実施
- ⑤ ドライブレコーダーの記録を活用した事故防止教育の実施

- ⑥ 社員研修会を開催し、事故防止意識の徹底を図る
- ⑦ 整備講習会を開催し、技術の向上を図る。
- ⑧ 社内に目標を掲示し、社内外の事故警報の迅速な発表、事故情報の公表を行う
- ⑨ 全従業員に対し、健康診断・ストレスチェック等を実施し健康管理に努め、健康に起因する事故を防ぐ



防犯訓練



自動車メーカーによる整備講習会



雪道走行及びチェーン着脱研修



観光バスガイド バック誘導研修

4. 事故統計

① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

令和5年度	令和4年度	令和3年度
0件	0件	2件

② 有責事故

令和5年度	令和4年度	令和3年度
30件	25件	24件

5. 安全に関する取組み

- ① 「シートベルト着用の声掛け実施中」及び「無事故運動実施中」タグの着用
- ② 事故防止対策委員会による毎月の事故防止標語の掲示
- ③ 管理職による立会点呼及び職場巡視の実施



着用タグ

6. 輸送の安全に関する費用・投資計画

- ① 社員に対する研修・教育等
1,000 千円 (令和5年度実績 372 千円)
- ② 健康診断受診料等 (SAS 検査・脳ドック等を含む)
2,000 千円 (令和5年度実績 1,163 千円)
- ③ 安全装備に係わる車両更新等
59,000 千円 (令和5年度実績 68,446 千円)

ドライバー異常時対応システム（EDSS）搭載車両導入

非常ブレーキスイッチを押すことで車両が制動を開始し、段階的に速度を落とし停止することが出来ます。運転者の急病による意識消失等、非常事態時に役立つ安全装置となります。



高速車両



定期車両

7. 安全管理規定

別添による

8. 初任運転者に対して行う安全運転の実技指導について

教育・指導担当者は座学については運行管理者及び担当者、実技については経験豊富な運転者（指導担当者）が行っております。

① 実技指導者

S. T	指導運転者として、教育及び指導をしております。
H. T	
Y. K	長年にわたり貸切バスに乗務し、その経験を活かし、運転者の育成及び指導をしております。
N. O	

② 車種区分

大型車両

③ 実施ルート

運転経験等により山間部、峠道、高速道路を中心に設定

9. 安全統括管理者

取締役統括本部長 小宮山 満明（平成 29 年 6 月 17 日 選任）

10. 輸送の安全に関する内部監査の実施

内部監査を実施、監査結果を経営トップに報告。指摘事項については改善し、輸送の安全確保及び事故削減の取り組みを進めてまいります。

11. 行政処分の状況

行政処分はありません。